

「膀胱がんとMOCAのばく露に関する医学的知見が厚生労働省において公表されました。」

見出しの件につきまして、業務上MOCA（3，3'-ジクロロ-4，4'-ジアミノジフェニルメタンをいう。以下同じ。）にばく露したことにより、膀胱がんを発症したとの認定を請求された事案（以下「本件事案」という。）に係る公務上外の判断に当たっては、令和2年12月22日付けで厚生労働省が公表した膀胱がんとMOCAのばく露に関する医学的知見（※）を用いることとしたので、公表します。

※（厚生労働省ホームページ <https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000137389.html>）

なお、地方公務員災害補償基金では、各支部に対し、本件事案に関する公務災害認定請求事案の認定事務等について、別添のとおり通知いたしました。

地基企第6号  
地基補第49号  
令和3年2月10日

地方公務員災害補償基金  
各支部事務長 殿

地方公務員災害補償基金  
企画課長  
補償課長  
(公印省略)

MOCAにばく露したことにより発症した膀胱がんの公務災害の認定について

業務上MOCA（3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタンをいう。以下同じ。）にばく露したことにより膀胱がんを発症したとの認定を請求された事案（以下「本件事案」という。）に係る公務上外の判断に当たっては、令和2年12月22日付けで厚生労働省が公表した膀胱がんとMOCAのばく露に関する医学的知見（別添）を用いることとしたので、承知願います。

また、本件事案については、当分の間、「支部事務長から補償課長に照会すべき事項の指定について」（平成21年6月1日付け地基補第162号）にかかわらず、支部長においてその決定をされる前に、当該決定案に一件資料を付し、補償課長に照会してください。

なお、本件事案に係る地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第63条に規定する時効の取扱いについては、労災請求事案と同様に、上記医学的知見の公表日（令和2年12月22日）までは進行しないものとして取り扱います。

以 上